

事例1 労災保険法第8条第2項に規定する給付基礎日額の特例により給付基礎日額が6,600円となる労働者(平均賃金6,500円)に対し、50日分の休業補償給付が支給されるケース

① 第1回目の請求(休業30日分)

A: 徴収金の額として算定された額

$$6,600円 \times 60/100 \times 30日 = 118,800円$$

B: 労働基準法に規定する災害補償額

$$6,500円 \times 60/100 \times 30日 = 117,000円$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

② 第2回目の請求(休業20日分)

C: 徴収金の額として算定された額

$$6,600円 \times 60/100 \times 20日 = 79,200円$$

D: 労働基準法に規定する災害補償額

$$6,500円 \times 60/100 \times 20日 = 78,000円$$

→ Cの額がDの額を超えることから、Dの額を徴収金の額とする。

事例2 給付基礎日額8,200円の労働者(平均賃金8,200円)に対し、傷病補償年金(傷病等級第1級)が支給されるケース

A: 徴収金の額として算定された額

(各支払期月の傷病補償年金の支払い額)

$$8,200円 \times 313日 \div 6支払期月(年間) = 427,766円$$

B: 労働基準法に規定する災害補償額

(各支払期月の傷病補償年金の支給期間に対応する休業補償の額)

$$8,200円 \times 60/100 \times 61日 = 300,120円$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

事例3 給付基礎日額8,000円の労働者（平均賃金8,000円）に対し、障害補償一時金（障害等級第8級）が支給されるケース

A：徴収金の額として算定された額

$$8,000円 \times 503日 = 4,024,000円$$

B：労働基準法に規定する災害補償額（身体障害第8級相当）

$$8,000円 \times 450日 = 3,600,000円$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。

事例4 給付基礎日額7,000円の労働者（平均賃金7,000円）に対し、葬祭料（315,000円に給付基礎日額30日分を加算した額）が支給されるケース

A：徴収金の額として算定された額

$$315,000円 + (7,000円 \times 30日) = 525,000円$$

B：労働基準法に規定する災害補償額

$$7,000円 \times 60日 = 420,000円$$

→ Aの額がBの額を超えることから、Bの額を徴収金の額とする。